

寝屋川市規則第 21 号

寝屋川市営住宅再編整備に係る P F I 事業者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、寝屋川市営住宅再編整備に係る P F I 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、寝屋川市営住宅再編整備に係る P F I 事業（以下「P F I 事業」という。）の事業者（以下「P F I 事業者」という。）の選定について、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入札資格審査要件に関すること。
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 入札者が提出する技術提案等に関する書類の審査及び評価に関すること。
- (4) 落札候補者の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、P F I 事業者の選定について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員会の委員（以下「委員」という。）5 名以内で組織する。

(委員の選任)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、前項の委嘱の日から、P F I 事業者との契約の締結の日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は特別な理由があるときは委員を解嘱することができる。
- 4 P F I 事業者の選定を受けようとする者と利害関係を有する者は、委員となることができない。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員は、P F I 事業の契約の入札その他のP F I 事業に係る契約の入札（以下「P F I 事業等の入札」という。）に参加してはならない。

4 前3項の規定に違反して、委員がP F I 事業等の入札に参加し、又は関与したことが判明したときは、委員会は、当該委員又は当該委員が関与した応札者の入札を選考対象外とするものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求等）

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（報告）

第9条 委員会は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、まち政策部まちづくり事業推進室において処理する。

（委任）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、P F I 事業者との契約の締結の日限り、その効力を失う。